経済研究
Vol. 47, No. 1, Jan. 1996

【調　査】

厚生・権利・社会的選択

鈴　村　興　太　郎

Each person possesses an inviolability founded on justice that even the welfare of society as a whole cannot override. For this reason justice denies that the loss of freedom for some is made right by a greater good shared by others. It does not allow that the sacrifices imposed on a few are outweighed by the larger sum of advantages enjoyed by many.

——John Rawls*

Individuals have rights, and there are things no person or group may do to them (without violating their rights). So strong and far-reaching are these rights that they raise question of what, if anything, the state and its officials may do.

——Robert Nozick**

1. はじめに

伝統的な厚生経済学と社会的選択の理論は，社会的厚生判断を形成するための基礎的情報を，専ら各々の社会状態においてひとびとが享受する《厚生》に求めているため，《帰結主義》の特殊ケースである《厚生主義》の立場を受け入れていることになる[1]．伝統的な厚生経済学の場合には，序数的な社会的厚生 u を，序数的な個人的厚生のプロファイル $\boldsymbol{u}^N=(u_1, u_2, ..., u_n)$ の関数（n：社会を構成する個人の総数）

(1)　$u=f(\boldsymbol{u}^N)$,
　　u_i：個人 i の厚生　$(i=1, 2, ..., n)$

として表現する Samuelson(1947)の《社会厚生関数》の概念が典型的に示すように，この事実は極めて明瞭である．社会的選択の理論の場合には，この特徴はそれほど明示的ではない．とはいえ，Arrow (1951；1963)が導入した社会的選択ルールに対する要請を僅かに修正すれば，個人的選好順序のプロファイル $\boldsymbol{R}^N=(R_1, R_2, ..., R_n)$ を社会的選好順序 R に写像する社会的選択ルール

(2)　$R=F(\boldsymbol{R}^N)$,
　　R_i：個人 i の選好順序　$(i=1, 2, ..., n)$

は，以下の厚生主義的な性質を満足することが容易に確認できるため，社会的選択の理論と厚生主義との距離は，非常に小さいといって差し支えない[2]．

《強義の中立性》

社会状態の2つのペア (x, y), (a, b) と個人的選好順序の2つのプロファイル $\boldsymbol{Q}^N=(Q_1, Q_2, ..., Q_n)$, $\boldsymbol{R}^N=(R_1, R_2, \cdots, R_n)$ が $xQ_iy \Leftrightarrow aR_ib$ を全ての $i=1, 2, ..., n$ に対して満足すれば，$xQy \Leftrightarrow aRb$ が成立つ．ただし，$Q=F(\boldsymbol{Q}^N)$, $R=F(\boldsymbol{R}^N)$ である．

社会的選択の理論における権利論は，伝統的な規範的経済理論の厚生主義的基礎に対する本質的な批判を提起するために，Sen(1970a；1970b)によって創始された．規範的経済学の基礎に対する批判であってみれば，Sen の権利論が経済学者の間で多くの論争を引き起こしたのは当然である．この論文は，

(a)　Sen の権利論の構造と，彼の問題提起の意義を明らかにすること；

(b) Senが形式化した権利の概念を再吟味して，彼が表現しようとした権利の内容と，彼が実際に用いた形式化との適合性を批判的に検討すること；

(c) Senが表現しようと意図した権利概念を一層適切に形式化する《ゲーム形式の権利論》を導入して，Senの問題提起に対してこの代替的権利論がどのような解決と新たな問題提起を行っているかを説明すること；

を主な目的として，著者の従来の研究[Gaertner, Pattanaik and Suzumura (1992)；Pattanaik and Suzumura (1994；1995)；Suzumura (1978；1979；1980；1982；1983, Chapter 7；1990a；1990b；1991)；Suzumura and Suga (1986)；鈴村(1983, 第6章)]に基づいて書かれたものである．

2. Senの権利論

Senの権利論を的確に定式化するためには，Arrowによる社会的選択の理論の古典的な枠組みを若干修正する必要がある．Arrowの先駆的な研究は，個人的選好順序のプロファイルを社会的《選好順序》に写像する問題を考察しているのに対して，われわれが用いる修正された枠組みは，個人的選好順序のプロファイルを社会的《選択関数》に写像する問題に焦点を合わせている[3]．社会的選好順序が構成されれば，社会的選択関数は与えられた機会集合から選好を最適化する選択肢を取り出す手順によって自然に定義されるが，逆に社会的選択関数が構成されたとしても，その選択を《合理化》する社会的選好順序は必ずしも存在しない．選択関数を合理化する選好順序は，様々な機会集合からの選択がある種の整合的な関係に立つ場合にのみ，存在するからである．この意味において，修正された枠組みはArrowの古典的な枠組みよりも拡張されたものになっている．

はじめに，

X：ありうべき社会状態全体の集合

$N=\{1, 2, \ldots, n\}$：社会を構成する個人全体の集合

と記号を定める．以下ではX, Nはいずれも非空の有限集合であるものと仮定する．次に，集合Xの非空部分集合Aは，所与の条件のもとで潜在的に実現可能な社会状態の集合(《機会集合》)を表わすものとして，機会集合全体の集合族をΣで表わすことにする．また，社会状態に対する各個人の選好順序のプロファイル$\boldsymbol{R}^N$全体の集合をΔで表わすことにする[4]．

ある機会集合$A\in\Sigma$と個人的選好順序のプロファイル$\boldsymbol{R}^N\in\Delta$が与えられたとき，この選好プロファイル$\boldsymbol{R}^N$を考慮して社会が機会集合$A$から選択する社会状態の集合は，$A$の非空部分集合$C^{\boldsymbol{R}^N}(A)$となる筈である．明らかに，$C^{\boldsymbol{R}^N}$は与えられた$A\in\Sigma$に対して$A$の非空部分集合$C^{\boldsymbol{R}^N}(A)$を対応させる関数(《選択関数》)となる．また，選好プロファイル$\boldsymbol{R}^N\in\Delta$に対して選択関数$C^{\boldsymbol{R}^N}$を対応させることによって定義される関数$\boldsymbol{\Psi}$を，《社会的選択ルール》と呼ぶ．$\boldsymbol{\Psi}$が果たす機能は，選好プロファイルに集約される諸個人の意思を反映して，潜在的に実現可能な社会状態の集合のなかから選択を行う社会的手続きを，形式的に表現することに他ならない．

さて，2つの社会状態x, yはそれぞれ社会の客観的状況を完全に記述しているが，特にx, yがある個人iの《私事》に関する記述以外では全く一致している場合には，(x, y)は個人iの《私的ペア》であるという．この(x, y)に対して$xP(R_i)y$, $x\in A$かつ$y\in C^{\boldsymbol{R}^N}(A)$を満足するプロファイル$\boldsymbol{R}^N\in\Delta$と機会集合$A\in\Sigma$が存在すれば，個人$i$は$(A, \boldsymbol{R}^N)$において，実際にはその私事を尊重されていないことになる．(ただし，$P(R_i)$はRに対応する強い選好関係を表現している．)なぜならば，個人iが選好する状態xが機会集合Aに属しているにも関わらず，彼が忌避するyがAから社会的に選択されているからである．この事実に留意して，次の条件が満足される場合には，社会的選択ルール$\boldsymbol{\Psi}$は個人iの私的ペア(x, y)に対する《自由尊重主義的な権利》を実現するという．

(3) $\forall \boldsymbol{R}^N\in\Delta: xP(R_i)y\Rightarrow[\forall A\in\Sigma: x\in A \Rightarrow y\notin C^{\boldsymbol{R}^N}(A)]$.

この定義に留意して，ある集合$D_i\subset X\times X$に属する任意の私的ペア(x, y)に対して(3)が満足されるとき，社会的選択ルール$\boldsymbol{\Psi}$は個人iの《自由尊重主義的な権利域》D_iを実現するという．また，$\boldsymbol{D}^N=(D_1, D_2, \ldots, D_n)$と書き，全ての個人$i\in N$に対して社会的選択ルール$\boldsymbol{\Psi}$が個人$i$の《自由尊重主義的な権利域》$D_i$を実現する場合には，$\boldsymbol{\Psi}$は自由尊重主

義的な《権利体系》$\boldsymbol{D}^N$ を実現するという．

この権利概念を巡っては，3つの基本的な問題が提起されている．第1の問題は，この権利概念の《内部的整合性》である．第2の問題は，この権利概念と社会的選択理論の他の基本的価値概念との《両立可能性》である．第3の問題は，この権利概念と自由尊重主義に関する直観的理解との《外部的整合性》である．

3. Senの権利概念の内部的整合性

Senの自由尊重主義的な権利概念は，それを実現する社会的選択ルールが一般に存在しないのであれば，内部矛盾を含む権利概念であることになる．この《内部的整合性》の問題に対しては，鈴村(1978; 1982; 1983)によって既にその完全な解決が与えられている．まずこの解決方法を簡潔に述べることにしたい．

社会状態のペアの列 $\{(x^s, y^s)\}_{s=1}^t$ は，

(a) $\forall s \in \{1, 2, ..., t\}, \exists i(s) \in N : (x^s, y^s) \in D_{i(s)}$;
(b) $\sim[\exists i^* \in N, \forall s \in \{1, 2, ..., t\} : i(s) = i^*]$;
(c) $x^1 = y^t, \forall s \in \{2, 3, ..., t\} : x^s = y^{s-1}$

を満足するとき，権利体系 $\boldsymbol{D}^N$ に含まれるオーダー t の《臨界的ループ》であるという．いかなるオーダーの臨界的ループも含まない権利体系 $\boldsymbol{D}^N$ は，《整合的な権利体系》であるという．権利体系が整合的である場合には，2人以上の自由尊重主義的な権利域を渡り歩いて出発点に帰着するようなループを構成することは，論理的に不可能なのである．

定理1 [Suzumura(1983, Theorem 7.2)]

権利体系 $\boldsymbol{D}^N$ が整合的であるとき，そしてそのときにのみ，$\boldsymbol{D}^N$ を実現する社会的選択ルールが存在する．

この定理1によって，Senの自由尊重主義的な権利概念の《内部的整合性》は形式的には完全に特徴付けられている．しかしながら，自由尊重主義的な権利体系の概念を基礎付ける《私的ペア》という表現を巡っては，なお重要な論理的問題が残されている．

この事実を明らかにするために，集合 $X_0, X_i (i \in N)$ は各々「社会の《公共的特性》の集合」および「個人 i の《私的特性》の集合」を表わすものとする．社会状態とは，社会の公共的特性と全個人の私的特性を完全に記述したものであることに留意すれば，

(4) $X = X_0 \times (\Pi_{i \in N} X_i)$

が成立することは当然である．従って，任意の $x \in X$ は $x = (x_0, x_1, ..., x_n), x_0 \in X_0, x_i \in X_i (i \in N)$ と記述されることになる．

さて，任意の $x \in X$ と $i \in N$ に対して

(5) $x_{-i} = (x_0, x_1, ..., x_{i-1}, x_{i+1}, ..., x_n)$

と定め，さらに

(6) $D_{*i} = \{(x, y) \in X \times X | x_{-i} = y_{-i}\}$

第1図：権利体系の非整合性

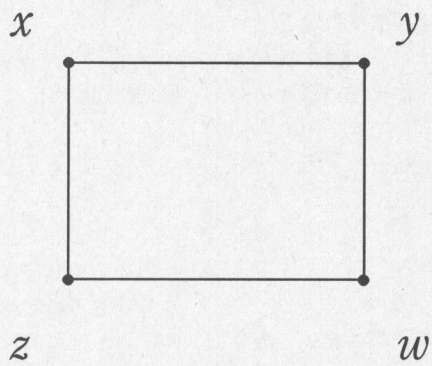

$(x, z) \in D_{*1}, (z, w) \in D_{*2}, (w, y) \in D_{*1}, (y, x) \in D_{*2}$

と定義すれば，$(x, y) \in D_{*i}$ を満足する x, y は個人 i の私的特性以外には全く差異をもたないことになる．この意味において，D_{*i} を個人 i の《自由尊重主義的な権利域》，$\boldsymbol{D}_*^N = (D_{*1}, D_{*2}, \ldots, D_{*n})$ を《自由尊重主義的な権利体系》と呼ぶのは，一見極めて自然である．しかし，この自然な権利体系 $\boldsymbol{D}_*^N$ は定理1によって規定された権利体系が内部的整合性を備えているための必要十分条件を満足しないのであって，$\boldsymbol{D}_*^N$ が自然な権利体系であればあるほど，権利体系の内部的整合性の問題はそれだけ深刻になるのである．

この事実は，$X_0 = \{x_0\}$, $n = 2$, $X_1 = X_2 = \{a, b\}$, $x = (x_0, a, a)$, $y = (x_0, a, b)$, $z = (x_0, b, a)$, $w = (x_0, b, b)$ という特殊ケースを考察すれば明らかになる．第1図に示されているように，この特殊ケースにおいては，$\boldsymbol{D}_*^N$ は明らかに整合性を備えていないのである．

従って，全個人に対して私的ペアの全体 D_{*i} を彼の自由尊重主義的な権利域として賦与することは，権利体系 $\boldsymbol{D}_*^N$ がいかに直観的な魅力に富んでいるにせよ，個人の選好順序に対してなんらかの制約を課さない限り，論理的に不可能なのである．その限りにおいて，Sen が創始した自由尊重主義的な権利論には，権利体系の内部的整合性の問題が終始つきまとうことになる．

4. Pareto 的自由尊重主義の不可能性

権利体系 $\boldsymbol{D}^N$ の内部的整合性の問題をなんらかの方法で回避することができたとしても，自由尊重主義的な権利の社会的実現に纏わる論理的な問題が，それで直ちに解消されるというわけではない．この点を明らかにした画期的な成果が，Sen の《Pareto 的自由尊重主義の不可能性定理》である．

まず，次の条件が満足される場合に，社会的選択ルール $\boldsymbol{\Psi}$ は《Pareto 原理》を満足するということにする：

$$(7)\quad \forall x, y \in X, \forall \boldsymbol{R}^N \in \mathcal{A} : [\forall i \in N : xP(R_i)y] \Rightarrow [\forall A \in \Sigma : x \in A \Rightarrow y \notin C^{\boldsymbol{R}^N}(A)]$$

Pareto 原理は，社会的選択ルールに対する厚生主義的な要請のなかでも最も異論の余地が少ないものとして，厚生経済学者の間で広く支持を得ている要請である．それだけに，Sen が指摘した Pareto 原理と自由尊重主義的な権利の社会的実現の要請との論理的両立不可能性が，学会に与えた衝撃は非常に大きかった．社会的選択理論における権利論は，この定理の衝撃によって慌ただしく誕生したといっても，決して過言ではないのである．

定理2　[Sen(1970a, Theorem 6*1 ; 1970b)]

《自由尊重主義的な権利体系》$\boldsymbol{D}^N$ が少なくとも2人の個人 $i, j \in N$ に対して D_i, D_j が非空なものであれば，Pareto 原理を満足しつつ $\boldsymbol{D}^N$ を実現する社会的選択ルールは，論理的に存在しない．

Sen が論証したこの不可能性定理は，個人の自由尊重主義的な権利の社会的実現という《非厚生主義》的要請が，《厚生主義》的な基本要請である Pareto 原理と両立不可能であることを示している点に，本質的な重要性をもっている．個人の最小限の自由の社会的尊重でさえ，厚生主義的な社会的選択ルールによっては保証できないとすれば，社会的選択の厚生主義的基礎に対して，われわれは根本的な疑問をもたざるを得なくなるからである．厚生経済学の厚生主義的な伝統に対しては，Hicks(1959, Preface) がつとに批判的な問題提起を行ってはいたが，厚生主義の問題点を論理的に追いつめた Sen の批判は，その後の規範的経済学の進路に大きな影響を及ぼすことになった．

5. Sen の権利論と代替的な権利論

Sen の不可能性定理を巡って巻き起こった激しい論争を経由して，社会的選択の理論における権利論は，その後以下の2つの方向において発展を遂げてきた．

第1の発展方向は，Sen による個人の自由尊重主義的な権利の定式化を基本的に承認したうえで，この不可能性定理を「解かるべき問題の存在を意味する[鈴村(1982, p. 69)]」と受けとめ，個人の自由尊重主義的な権利の社会的実現と Pareto 原理との両立可能性を保証するための条件を探索する試みから誕生したものである．この方向の代表的な研究に対しては，Sen(1976), Suzumura(1983, Chapter 7), Wrigglesworth(1985b) などによって既に包括的・批判的な評価が与えられているので，必要に応じてこれらの文献を参照して戴くことにしたい．

第2の発展方向は，Sen による個人の自由尊重主義的な権利の定式化それ自体の妥当性を疑い，自由尊重主義的な権利に対して一層的確な表現を探索する試みから誕生したものである．この主旨の研究をさらに細別すれば，

(a) 自由尊重主義的な権利の定式化を的確に改めれば，Sen の不可能性定理それ自体を解消することができると主張する立場；
(b) Sen の自由尊重主義的な権利の定式化の的確性を否定はするが，権利の定式化を的確に改めたうえでさえ，Sen の不可能性定理のメッセージは基本的に維持されると主張する立場；

に分けることができる．

(a)の流れに属する代表的な研究としては，ヨーロッパ自由主義の伝統に深く根ざす《契約自由》の原則を強調して，自由尊重主義的な権利の自発的交換を認めさえすれば，Sen の不可能性定理を解消できると主張する Harel and Nitzan(1987)を挙げることができる[5]．Harel and Nitzan によれば，自由尊重主義的な権利の所有者には，賦与された権利を自ら行使するかわりに，他の権利の所有者と交換契約を自発的に結ぶことによって自己の状況を改善する自由も備わっている．この立場から見れば，Sen が定式化した自由尊重主義的な権利を所有する個人には，権利を行使するか他人に賦与された別の権利と交換するかという《選択の自由》が備わっていないため，彼に賦与された《権利》はむしろ《義務》に近いという批判を免れないことになる．

Harel-Nitzan アプローチの基本的発想が，Coase (1960)の定理にあることは明らかである[6]．それだけに，権利の自発的交換に基いて自由尊重主義的な権利と Pareto 原理との論理的矛盾を解消させる構想には，経済学者にとって特別の説得力が備わっているように思われる．しかし，このアプローチには2つの基本的難点があることを，われわれは見過ごしてはならない．第1は論理的性格の難点であり，第2は倫理的性格の難点である[7]．

まず，Harel-Nitzan が考案した権利交換の仕組みを説明する準備として，選好の《序数的強度》の概念を導入する．そのため，

$$(8)\quad \exists \boldsymbol{R}^N \in \Delta, \exists i \in N, \exists x, y, z \in X : xP(R_i)z, zP(R_i)y \ \&\ xP(R_i)y$$

という状況を考えてみよう．この状況では，個人 i の選好の強度を《基数》的に表現する方法はないにせよ，x を y より優先する個人 i の選好は x を z より優先する個人 i の選好よりも《序数》的に強いと考えるべき理由がある．この事実を $(x, y)S(R_i)(x, z)$ と表現する．全く同じ推論から $(x, y)S(R_i)(z, y)$ も成立する[8]．この場合には，x が利用できる機会集合から y の社会的選択を排除できる権利を賦与される方が，x(あるいは z)が利用できる機会集合から z(あるいは y)の社会的選択を排除できる権利を賦与されるよりも，個人 i にとって一層望ましいというのが，Harel and Nitzan の権利論の出発点である．

さて，当初賦与された権利体系 $\boldsymbol{D}^N$ と実現された社会的選好プロファイル $\boldsymbol{R}^N \in \Delta$ に対して，

$$(9)\quad \exists i, j \in N (i \neq j), \exists (x, y) \in D_i \ \&\ (z, w) \in D_j : (x, z)S(R_i)(x, y) \ \&\ (y, w)S(R_j)(z, w)$$

が成立するならば，i と j の間には $(\boldsymbol{D}^N, \boldsymbol{R}^N)$ において《潜在的に有利な権利交換の可能性》が存在すると表現することにする．Harel and Nitzan によれば，この場合 i と j は，y と z を交換することにより，(x, y) から (x, z)，(z, w) から (y, w) へと，それぞれ権利をもつ社会状態の順序対を変更する誘因をもっている．さらに，$(\boldsymbol{D}^N(\tau-1), \boldsymbol{R}^N)$ における潜在的に有利な権利交換を実行することによって，権利体系 $\boldsymbol{D}^N(\tau)(\tau \geq 1)$ が権利体系 $\boldsymbol{D}^N(\tau-1)$ から誘導された場合，$\boldsymbol{D}^N(\tau)$ は $\boldsymbol{R}^N$ における $\boldsymbol{D}^N(\tau-1)$ の《有利な再配分》であるという[9]．最後に，(i)全ての $\tau \in \{1, 2, \ldots, t-1\}$ に対して $\boldsymbol{D}^N(\tau+1)$ は $\boldsymbol{R}^N$ における $\boldsymbol{D}^N(\tau)$ の有利な再配分であり，(ii) $\boldsymbol{R}^N$ における $\boldsymbol{D}^N(t)$ の有利な再配分はもはや存在しない場合には，権利体系 $\boldsymbol{D}^N(t)$ は，$\boldsymbol{R}^N$ における $\boldsymbol{D}^N(0) = \boldsymbol{D}^N$ の《効率的な再配分》であるということにする．

これだけの準備が整えば，Harel and Nitzan の自由尊重主義的な権利主張を，以下のように簡潔に述べることができる．

Harel-Nitzan の自由尊重主義：権利体系 $\boldsymbol{D}^N(t)$ が与えられたプロファイル $\boldsymbol{R}^N$ における初期権利体系 $\boldsymbol{D}^N(0) = \boldsymbol{D}^N$ の効率的な再配分であれば，各個人 $i \in N$ は $(x, y) \in D_i(t) \cap P(R_i)$, $x \in A$, $A \in \Sigma$ であ

第2図：Harel-Nitzan の権利体系の論理的難点

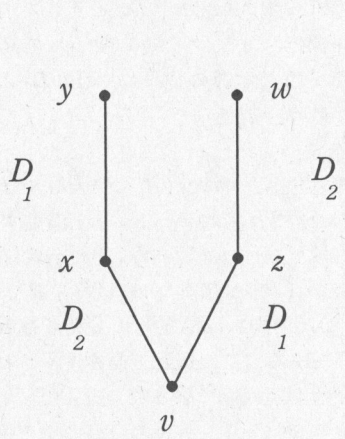

$D_1 = \{(x, y), (z, v)\}$

$D_2 = \{(z, w), (v, x)\}$

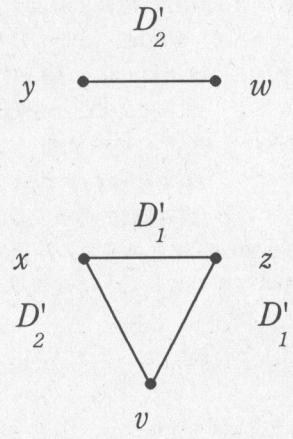

$D'_1 = \{(x, z), (z, v)\}$

$D'_2 = \{(y, w), (v, x)\}$

る限り $y \notin C^{R^N}(A)$ を保障される．

Harel and Nitzan の権利論の第1の論理的難点は，第2図に要約される状況を考察することによって明らかになる．

第2図の左側に描かれた権利体系 $\boldsymbol{D}^N = (D_1, D_2)$ は，明らかに整合的である．ところで，プロファイル $\boldsymbol{R}^N = (R_1, R_2)$ が

$$R_1 : x, v, w, y, z \qquad R_2 : v, y, z, x, w$$

で与えられるならば[10]，

(10)　$(x, y) \in D_1, (z, w) \in D_2, (x, z) S(R_1) (x, y), (y, w) S(R_2) (z, w)$

が成立するため，2人の個人の間には $(\boldsymbol{D}^N, \boldsymbol{R}^N)$ において潜在的に有利な権利交換の可能性が存在することになる．この可能性を実現して得られる新たな権利体系が，第1図の右側に描かれた $D'^N = (D'_1, D'_2)$ であって，これは $\boldsymbol{D}^N$ の効率的な再配分であるが明らかに整合性をもっていない．すなわち Harel and Nitzan のシナリオに従って権利の自発的交換を実行すれば，当初は整合性を備えていた権利体系が整合性を失って，Harel and Nitzan の自由尊重主義を実現する社会的選択ルールが存在しないことになるのである．

Harel and Nitzan の権利論の第2の(倫理的な)難点は，実は2つの部分から成っている．その第1の部分は，有名な《チャタレー夫人の恋人》の例を用いて説明するのが有効である[11]．

《チャタレー夫人の恋人》の例：D. H. Lawrence の『チャタレー夫人の恋人』が一冊だけあって，個人 P(謹厳居士)と個人 L(遊蕩児)のいずれか一方だけがこの本を読むことができるものとする．他の事情は一定とすれば，ありうべき社会状態は r_P(個人 P がこの本を読む)，r_L(個人 L がこの本を読む)，r_0(誰もこの本を読まない)という3種類に限られる．

いま，この社会の選好プロファイル $\boldsymbol{R}^N = (R_P, R_L)$ は

$$R_P : r_0, r_P, r_L \qquad R_L : r_P, r_L, r_0$$

で与えられるものとする．そのとき，r_P(あるいは r_L)と r_0 との間に存在する唯一の差異は，個人 P(あるいは個人 L)がこの本を読むか読まないかのみなので，この社会の自由尊重主義的な権利体系は $\boldsymbol{D}^N = (D_P, D_L)$, $D_P = \{(r_P, r_0), (r_0, r_P)\}$, $D_L = \{(r_L, r_0), (r_0, r_L)\}$ で与えられると考えるのが自然である．

いま，機会集合 $A = \{r_P, r_L, r_0\}$ からの社会的選択集合を $C^{R^N}(A)$ と書けば，$(r_0, r_P) \in D_P \cap P(R_P)$

および $(r_L, r_0) \in D_L \cap P(R_L)$ が成立することによって，自由尊重主義的な権利を実現する社会的選択は $r_P, r_0 \notin C^{R^N}(A)$ を満足しなくてはならないことが明らかである．また，$(r_P, r_L) \in P(R_P) \cap P(R_L)$ が成立することによって，Pareto 原理を満足する社会的選択は $r_L \notin C^{R^N}(A)$ を満足しなければならない．この2つの結論を合わせれば $C^{R^N}(A) = \emptyset$ となって，この社会には自由尊重主義的な権利を実現しつつ Pareto 原理を満足する社会的選択ルールは，論理的に存在しないことになる．‖

ところで，この例においては

(11) $(r_0, r_L) S(R_P) (r_0, r_P), (r_0, r_P) \in D_P$

(12) $(r_P, r_0) S(R_L) (r_L, r_0), (r_L, r_0) \in D_L$

となっているため，2人の個人の間には $(\boldsymbol{D}^N, \boldsymbol{R}^N)$ において潜在的に有利な権利交換の可能性が存在する．この可能性を実現して権利の効率的再配分 $\boldsymbol{D}'^N = (D'_P, D'_L)$, $D'_P = \{(r_0, r_L), (r_L, r_0)\}$, $D'_L = \{(r_P, r_0), (r_0, r_P)\}$ を新たな権利体系として承認すれば，《チャタレー夫人の恋人》の例が示す Pareto 的自由尊重主義の不可能性は論理的には解消され，r_P が社会的選択として指名されることになる．ところが，この論理的解決には大きな倫理的問題が含まれていて，個人の自由尊重主義的な権利の社会的実現という論脈においては，この解決策は実は全く不適格なのである．なぜならば，権利の効率的再配分が実行された後に，個人 P(あるいは個人 L)は個人 L がこの本を読まないこと(あるいは個人 P がこの本を読むこと)を命じる決定権を備えていることになるが，このような交換後の権利を個人の自由尊重主義の観点から正当化することは，殆ど不可能に近いというべきだからである．

Harel and Nitzan アプローチの第2の倫理的難点は，次の例を考察することによって明らかになる．

《君主制・民主制》の例：m 氏は「君主」であり，d 氏は「王政復古主義者」であるとする．$x = (x_0, x_m, x_d)$, $y = (y_0, y_m, y_d)$, $z = (z_0, z_m, z_d)$, $w = (w_0, w_m, w_d)$ は $x_0 = y_0$ = 君主制，$x_d = y_d$, x_m = 腹ばいで眠る，y_m = 仰向けで眠る，$w_0 = z_0$ = 民主制，$w_m = z_m$, w_d = d 氏の寝室の壁を青く塗る，$z_d = d$ 氏の寝室の壁の色をピンクに塗る，とする．そのとき，x と y の間の唯一の差異は m 氏が腹ばいで眠るか仰向けで眠るかだけなので，$(x, y) \in D_m$ と考えるのは自然である．同様に，z と w の間の唯一の差異は d 氏の寝室の壁の色だけなので，$(w, z) \in D_d$ と考えるのは自然である．‖

この場合には，m 氏と d 氏の選好が $xP(R_m)y$, $yP(R_m)w$, $yP(R_d)w$, $wP(R_d)z$ を満足すれば，$(x, w) S(R_m) (x, y)$, $(x, y) \in D_m$, $(y, z) S(R_d) (w, z)$ かつ $(w, z) \in D_d$ となるため，$(\boldsymbol{D}^N, \boldsymbol{R}^N)$ において m 氏と d 氏の間には潜在的に有利な権利交換の可能性が存在する．この権利交換を実行すれば，m 氏には「m 氏が腹ばいで眠る際の民主制」が含まれる機会集合のなかから「d 氏の寝室の壁の色が青い場合の民主制」が社会的に選択されることを排除する権利が賦与されることになる．このような奇怪な「権利」は，いかなる意味でも自由尊重主義的な権利とは呼び得ないものである．すなわち，Harel and Nitzan の自由尊重主義は，権利の自発的交換の結果として自由尊重主義とは似ても似つかぬ恣意的な「権利」を捏造する可能性をもっているのである．

(b)の流れに属する代表的な研究は，Sen によって表現された自由尊重主義的な権利概念と自由尊重主義に対するわれわれの直観的理解との《整合性》の問題をきっかけとして，最近積極的な展開が行われてきた《ゲーム形式の権利論》である[12]．次節では，このアプローチの基本的構造を簡潔に述べることにしたい．

6. ゲーム形式の権利論：基本構造

ゲーム形式の権利論の出発点は，Sen によって形式化された自由尊重主義的な権利概念と，《自由》に対するわれわれの直観との整合性に関する素朴な疑問である．この疑問を具体化するために，$X_0 = \{x_0\}$, $n = 2$, $X_1 = X_2 = \{a, b\}$, $x = (x_0, a, a)$, $y = (x_0, a, b)$, $z = (x_0, b, a)$, $w = (x_0, b, b)$ というごく単純なケースを考察してみたい．4つの選択肢 $\{x, y, z, w\}$ に対する2人の個人の選好は

$$R_1 : x, w, y, z \qquad R_2 : w, z, y, x$$

で与えられるものと仮定する．a, b は2人の個人の《私的特性》なのだから，直観的な意味で《自由》な個人ならば，$\{a, b\}$ からの選択に関して外部から干渉

も抑制も受けない権利をもつ筈である．しかし，いずれの選択肢を選択するにせよ，その選択の結果の望ましさは他人による私的特性の選択にも依存するため，2人の個人の私的特性の選択は，自ずから不確実性のもとでの選択の問題にならざるを得ない．いま，両個人ともマキシミン原理に従って不確実性のもとでの選択を《合理的》に行うものとすれば，個人1(あるいは個人2)のマキシミン選択は a(あるいは b)となるため，自由な選択の結果として実現される社会状態は y となる．しかるに，$(w, y) \in D_1$, $wP(R_1)y$ でありつつ $A=\{x, y, z, w\}$ からの社会的選択は y となっているため，Senによる自由尊重主義的な権利の定式化に即して考えるかぎり，この例においてわれわれは，個人1の権利に対する侵害が発生したといわざるを得ないことになる．この例は，Senによる自由尊重主義的な権利の定式化がわれわれの直観と整合しない状況が容易に起こり得ることを，非常に端的に示している．

《私的特性》の選択の自由という直観的な自由の観念がSenの自由尊重主義的な権利の定式化と整合しないという重大な事実は，Bernholz(1975), Gaertner, Pattanaik and Suzumura(1992), Gärdenfors (1980), Nozick(1974), Sugden(1978; 1985)によって指摘されてきたが，この観察を押し進めて，Senの権利論に対する代替的権利論として《ゲーム形式の権利論》を正確に定式化したのは，Gaertner, Pattanaik and Suzumura(1992)であった．また，社会的選択の理論の枠組みのなかにゲーム形式の権利論を的確に位置付ける作業を行った研究は，Pattanaik and Suzumura(1994; 1995)によって最近展開されている．

一般に，自由尊重主義的な個人の権利を巡る社会的選択の理論は，3つの基本的な問題に対する解決を提供する必要がある．第1は，自由尊重主義的な権利の《内容》をどのように形式的に規定するべきかという問題である．第2は，なんらかの仕組みにより初期に賦与された自由尊重主義的な権利の《実現》をどのように保証するかという問題である．第3は，自由尊重主義的な権利の初期賦存状態をどのように決定するかという権利の《賦与》の問題である．

Senの権利論においては，権利体系 $\boldsymbol{D}^N$ それ自体は理論の外部から与えられていて，権利の賦与の問題はもともと理論の射程外に放逐されている．また，権利の形式的内容と権利の実現の保証の問題は，任意の個人 $i \in N$，任意の私的ペア $(x, y) \in D_i$, 個人的選好順序の任意のプロファイル $\boldsymbol{R}^N \in \mathit{\Delta}$ に対して(3)式を満足する社会的選択ルール $\boldsymbol{\Psi}$ の存在を確認する問題に帰着されている．この枠組みにおける自由尊重主義的な権利とは，社会状態に関する個人的選好に条件つけられた制約を，社会的選択ルールに対して賦課する資格ないし能力のことに他ならないのである．

これに対して，ゲーム形式の権利論における自由尊重主義的な権利の形式的内容は，任意に与えられた《機会集合》$A \in \mathit{\Sigma}$ に対するゲーム形式 $G_A=\{N, S_1, S_2, ..., S_n, g_A\}$ によって与えられる．ここで S_i は個人 $i \in N$ に許容される行動の選択肢(《戦略》)の集合，g_A は各個人の許容戦略の組 $\boldsymbol{s}^N=(s_1, s_2, ..., s_n)$, $s_i \in S_i (i \in N)$ に，実現可能な社会状態 $g_A(\boldsymbol{s}^N) \in A$ を対応させる《結果関数》である．この枠組みにおける自由尊重主義的な権利とは，ルールによって許容される戦略であるかぎり，他人による強制や干渉を受けることなく，各個人が自律的に選択できる保障のことに他ならない．Senの権利論とは対照的に，この意味における自由尊重主義的な権利は，社会状態に対する個人の選好とは全く独立である．また，自由尊重主義的な権利の社会的実現はゲーム形式 $G_A (A \in \mathit{\Sigma})$ および個人的選好順序のプロファイル $\boldsymbol{R}^N \in \mathit{\Delta}$ によって定まるゲーム $(G_A, \boldsymbol{R}^N)$ がルールを遵守してプレイされる結果としてある社会状態 $g_A(\boldsymbol{s}^N) \in A$ が決定される過程で，《自生的》に(すなわちなんらの公共的な合意をも経ることなく)遂行されることになる．最後に，ゲーム形式の権利論における自由尊重主義的な権利の初期賦存状態の決定は，《権利構造》$\boldsymbol{G}=\{G_A | A \in \mathit{\Sigma}\}$ の社会的選択の結果として，内生的に決定されることになる．

ゲーム形式の権利論の基本構造から直ちに明らかな点として，Senの権利論とは対照的に，この理論では権利構造の《内部的整合性》の問題は発生しないことに注意を喚起しておきたい．ある権利構造 $\boldsymbol{G}$ が社会的に選択され，機会集合 A と選好プロファイル $\boldsymbol{R}^N$ が実現されたとき，ゲーム $(G_A, \boldsymbol{R}^N)$ がプレイされる結果として必ずある社会状態 $g_A(\boldsymbol{s}^N) \in A$ が実現されることになるため，権利の行使が自己矛盾を引き起こすという事態は決して起こらないからである．

7. ゲーム形式の権利論：権利賦与の社会的選択

ゲーム形式の権利論とSenの古典的権利論を比

較して，両者の優劣を吟味する作業はGaertner, Pattanaik and Suzumura(1992), Hammond (1994), Sen(1992; 1995), Sugden(1978; 1985), Suzumura(1991a)および鈴村(1992)によって既に詳細に行われている．以下では，この論争を越えてゲーム形式の権利論の立場から権利賦与の社会的選択の問題を正面から取り上げる研究に対象を絞って，最近の展開について述べることにしたい．

はじめに，社会的選択の理論の情報的基礎を巡る問題点について，簡潔に述べておく必要がある．Arrowが基礎を据えSenが大きく前進させた社会的選択の理論においては，社会的選択ルールの情報的基礎は社会状態に対する個人的選好順序のプロファイルであった．そのため，結果として出現する社会状態さえ同一であれば，その結果を生むプロセスないしメカニズムにどのような差異が含まれるにせよ，社会的選択ルールはこの差異を社会的選択結果に伝達する機能を全く果たせないことになる．ゲーム形式の権利論の枠組みを拡大して権利賦与の社会的選択を考察する際に，Pattanaik and Suzumura (1994; 1995)が最初に注目したのは伝統的理論のこの構造的不備であった[13]．かれらは，社会状態の集合 X 上の個人的選好順序に替えて，$X\times\Theta(\Theta$：社会的意思決定メカニズムの集合)上の個人的選好順序を議論の出発点にとることを提案して，この不備を補う第一歩を踏み出したのである．

この考え方によれば，社会状態 $x^1, x^2\in X$ と社会的意思決定メカニズム $\theta^1, \theta^2\in\Theta$ に対して (x^1, θ^1) を (x^2, θ^2) より選好するということは，メカニズム θ^1 によって状態 x^1 が実現されることを，メカニズム θ^2 によって状態 x^2 が実現されることより選好するという意味をもっている．

社会状態と社会的意思決定メカニズムの組み合わせに対する選好を理論の基礎に据える構想は，特に新奇をてらうものではない．市場機構が与える選択の自由を行使して獲得される財ベクトルは，たとえ数量的には劣るにせよ，専制君主や計画機構によって恣意的に配分される財ベクトルよりも望ましいという選好は，決して無意味なものでも奇異なものでもないからである．

以下では，このアプローチの特殊ケースとして，社会的意思決定メカニズムがゲーム形式の権利構造で与えられる状況に考察を限定することにする．ゲーム形式の権利構造の集合族を Ω で表わすことにすれば，任意の権利構造 $\boldsymbol{G}\in\Omega$ は，与えられた機会集合 $A\in\Sigma$ に対して，ゲーム形式 $G_A=\{N, S_1, S_2, \ldots, S_n, g_A\}$ を指定することになる．

以下では，$(x, \boldsymbol{G})(x\in X, \boldsymbol{G}\in\Omega)$ という(社会状態，権利構造)の順序対を，《拡張された社会状態》と称することにする．$X_+=X\times\Omega$ は拡張された社会状態の集合である．各個人 $i\in N$ が X_+ の上でもつ選好順序を Q_i と書き，プロファイル $\boldsymbol{Q}^N=(Q_1, Q_2, \ldots, Q_n)$ に集約される個人的選好を X_+ 上の社会的評価に移す関数 F_+ を《拡張された社会厚生関数》と呼ぶことにすれば，$Q=F_+(\boldsymbol{Q}^N)$ は拡張された社会状態に対する社会的評価順序を表わすことになる．これらの概念は，社会状態の集合 X をキャンバスとして定義されたArrowの社会的厚生関数と社会的評価順序の，X_+ 上の対応物である．

われわれの次の課題は，権利構造を社会的意思決定メカニズムとして，拡張された社会状態が実現されるプロセスを記述することである．以下の議論の構造は多少込み入っているので，まず議論の構築素材を個々に導入することにしたい．

(i)権利行使の結果の予測

機会集合 $A\in\Sigma$ と権利構造 $\boldsymbol{G}\in\Omega$ が定まったものとせよ．そのとき，X 上のプロファイル $\boldsymbol{R}_G^N=(R_{1G}, R_{2G}, \ldots, R_{nG})$ が与えられれば，ゲーム $(G_A, \boldsymbol{R}_G^N)$ が定まることになる[14]．権利構造 $\boldsymbol{G}$ が賦与されたとき，どのような結果がしたがうかに関する社会の予測は，ゲーム $(G_A, \boldsymbol{R}_G^N)$ がプレイされた場合の結果の予測に依存することは当然である．集合 $T(G_A, \boldsymbol{R}_G^N)$ は，ゲーム $(G_A, \boldsymbol{R}_G^N)$ がプレイされた結果として，社会が実現すると予測する状態の集合とする．いま，この社会において均衡概念 ε に関する合意があって，しかもゲーム $(G_A, \boldsymbol{R}_G^N)$ に純粋戦略均衡が存在するならば，$E_\varepsilon(G_A, \boldsymbol{R}_G^N)$ を純粋戦略均衡の集合とするとき，$T(G_A, \boldsymbol{R}_G^N)=H_\varepsilon(G_A, \boldsymbol{R}_G^N)$ が成立すると仮定するのは自然である．ただし，ここで

$$(13)\quad H_\varepsilon(G_A, \boldsymbol{R}_G^N)=\{x^*\in X\mid \exists\, \boldsymbol{s}^N\in E_\varepsilon(G_A, \boldsymbol{R}_G^N): x^*=g_A(\boldsymbol{s}^N)\}$$

である．

純粋戦略の範囲では ε－均衡が存在しなくとも，混合戦略の範囲では ε－均衡が存在するならば，ε－混合戦略均衡において正の生起確率をもつ社会状態の集合を $T(G_A, \boldsymbol{R}_G^N)$ と定義することができる[15]．

混合戦略均衡すら存在しない場合にも，$T(G_A,$

$\boldsymbol{R}_G^N$) を定義する方法はいくつも考えられる．例えば，ε が dominance solvability 概念であって，(G_A, $\boldsymbol{R}_G^N$) には ε−均衡が存在しない場合でも，支配原理を繰り返し適用してそれ以上は縮約不可能となった戦略の組み合わせに対応する社会状態の集合を，予測 $T(G_A, \boldsymbol{R}_G^N)$ として採用することができる．

社会の予測 $T(G_A, \boldsymbol{R}_G^N)$ を定義するためには，特に均衡概念に関する事前の合意を仮定しないアプローチを考えることも可能である．例えば，

(14)　$T(G_A, \boldsymbol{R}_G^N) = \{x \in X \mid x = g_A(\boldsymbol{\sigma}^N)$ for some profile $\boldsymbol{\sigma}^N$ of rationalizable strategies in the Bernheim and Pearce sense$\}$

と定義すれば，ある種のゲームに対しては，均衡概念を用いる場合よりもむしろ適切な予測を形成することができる[16]．

以下の考察にとっては，任意のゲーム (G_A, $\boldsymbol{R}_G^N$) に対して $T(G_A, \boldsymbol{R}_G^N) \neq \emptyset$ という仮定が，必要とされる全てである．ゲームの結果の予測方法は，具体的に特定化されるには及ばない．

(ii)不確実な展望と一般化された社会厚生関数

一般に，集合 $T(G_A, \boldsymbol{R}_G^N)$ は複数の要素を含むため，機会集合 $A \in \Sigma$ と選好プロファイル $\boldsymbol{R}_G^N$ が与えられても，ゲーム (G_A, $\boldsymbol{R}_G^N$) がプレイされる結果としていかなる社会状態 $x \in T(G_A, \boldsymbol{R}_G^N)$，したがっていかなる拡張された社会状態 $(x, \boldsymbol{G})$ が実現されるかは確定しない．この事実に留意すれば，われわれの概念的枠組みはさらに拡張される必要がある．

まず，任意の $A \in \Sigma$ と任意の $\boldsymbol{G} \in \Omega$ に対して，$(A, \boldsymbol{G})$ は $(x, \boldsymbol{G})(x \in A)$ という形のどれかの拡張された社会状態が実現する《不確実な展望》を表わすものとする．次に，$X_{++} = \{(A, \boldsymbol{G}) \mid A \in \Sigma, \boldsymbol{G} \in \Omega\}$ とおき，X_{++} 上の個人的選好順序のプロファイル $\boldsymbol{L}^N = (L_1, L_2, \cdots, L_n)$ を X_{++} 上の社会的評価順序に移す関数 F_{++} を《一般化された社会厚生関数》と呼ぶことにする．

(iii)選好順序間の関係

これまでにわれわれは，権利構造 $\boldsymbol{G}$ が与えられたもとで社会状態の集合 X 上の選好順序 R_{iG}，拡張された社会状態の集合 X_+ 上の選好順序 Q_i，不確実な展望の集合 X_{++} 上の選好順序 L_i の 3 種類の個人的選好順序の概念を導入した．これらの概念の間の関係は，

(15)　$\forall i \in N, \forall x, y \in X : xR_{iG}y \Leftrightarrow (\{x\}, \boldsymbol{G}) L_i (\{y\}, \boldsymbol{G})$

(16)　$\forall i \in N, \forall (x, \boldsymbol{G}), (x', \boldsymbol{G}') \in X_+ :$
$(x, \boldsymbol{G}) Q_i (x', \boldsymbol{G}') \Leftrightarrow (\{x\}, \boldsymbol{G}) L_i (\{x'\}, \boldsymbol{G}')$

によって明らかにされる．

(iv)実行可能性

伝統的な社会的選択の理論では，社会状態の実行可能性は非常に単純な概念であって，機会集合 $A \in \Sigma$ が与えられたとき，$x \in A$ を満足しさえすれば，社会状態 x は実行可能である．これに対して，機会集合 $A \in \Sigma$ と X_{++} 上の選好順序のプロファイル $\boldsymbol{L}^N$ が与えられたとき，$(B, \boldsymbol{G})(B \in \Sigma, \boldsymbol{G} \in \Omega)$ が実行可能となるのは，(15)によって $\boldsymbol{R}_G^N$ を定義するものとして，$B = T(G_A, \boldsymbol{R}_G^N)$ が満足されるとき，そしてそのときのみである．

これだけの準備が整えば，ゲーム形式の権利論における自由尊重主義的な権利の《内容》・《実現》・《賦与》の問題に対して，簡潔な解答を提出することができる．機会集合 $A \in \Sigma$ および X_{++} 上の個人的選好順序のプロファイル $\boldsymbol{L}^N = (L_1, L_2, \ldots, L_n)$ が与えられたとき，われわれの権利構造の社会的選択のシナリオは次の通りである．

第 1 段　[一般化された社会的評価順序の構成]

一般化された社会厚生関数によって，社会的評価順序 $L = F_{++}(\boldsymbol{L}^N)$ が形成される．

第 2 段　[ゲームの結果に関する社会的予測の構成]

任意に与えられた権利構造 $\boldsymbol{G} \in \Omega$ に対して，$\boldsymbol{L}^N$ から(15)にしたがって誘導されるプロファイル $\boldsymbol{R}_G^N$ によって，ゲーム (G_A, $\boldsymbol{R}_G^N$) の結果に関する社会的予測 $T(G_A, \boldsymbol{R}_G^N)$ が定められる．

第 3 段　[実現可能な展望の決定]

与えられた機会集合 $A \in \Sigma$ とプロファイル $\boldsymbol{L}^N$ に対応して，社会が実現可能な展望の集合は

(17)　$\Gamma(A, \boldsymbol{L}^N) = \{(B, \boldsymbol{G}) \mid B = T(G_A, \boldsymbol{R}_G^N), \boldsymbol{G} \in \Omega\}$

によって定められる．

第4段 ［社会的に最善な展望の決定］

第1段で定めた社会的評価順序 $L=F_{++}(\boldsymbol{L}^N)$ と，第3段で定めた実現可能な展望の集合 $\Gamma(A,\boldsymbol{L}^N)$ を用いることによって，社会的に最善な展望の集合は

$$(18)\quad \Lambda(A,\boldsymbol{L}^N)=\{(B,\boldsymbol{G})\in\Gamma(A,\boldsymbol{L}^N)\mid \forall(B',\boldsymbol{G}')\in\Gamma(A,\boldsymbol{L}^N):(B,\boldsymbol{G})F_{++}(\boldsymbol{L}^N)(B',\boldsymbol{G}')\}$$

によって定められる．

第5段 ［権利構造の社会的選択］

機会集合 $A\in\Sigma$ とプロファイル $\boldsymbol{L}^N$ が与えられたとき，社会が選択して個人に賦与する権利構造 $\boldsymbol{G}^*$ は，ある機会集合 $B^*\in\Sigma$ に対して $(B^*,\boldsymbol{G}^*)\in\Lambda(A,\boldsymbol{L}^N)$ を満足するものである．この権利構造を賦与する場合，ゲーム $(\boldsymbol{G}^*_A,\boldsymbol{R}^N_{G^*})$ がプレイされる結果として $B^*=T(\boldsymbol{G}^*_A,\boldsymbol{R}^N_{G^*})$ に属する社会状態のいずれかが実現される筈であるが，実現される社会状態を正確に予測することは，この理論の立場からは一般に不可能である．しかし，実現される社会状態がなんであるにせよ，社会による権利構造の賦与は最善のものであって，賦与された権利は権利構造が指定するゲームのプレイのなかで完全に実現されていることに，読者の注意を喚起しておきたい．

ゲーム形式の権利論の解説は，これで基本的に完結した．以下の2節では，この権利論が伝統的な社会的選択の未解決問題に対してどのような示唆を与え，またどのような新しい問題提起に導くかという点について，2つの例示を与えることにする[18]．

8. ゲーム形式の権利論と社会的選択の《合理性》

Arrow-Sen の社会的選択の理論では，社会を構成する個人は《合理的》であって，社会状態の選択肢を矛盾なく優劣比較することができると仮定されている．それのみならず，社会に対しても個人とパラレルに選好順序を構成できて，この《社会的》選好による優劣比較にも論理的矛盾はないという主旨で，《社会的合理性》が仮定されている．社会的選択の理論に対する批判者は，この社会的合理性の仮定に対してとりわけ厳しい批判を浴びせてきた．Sugden (1985)は，数多い批判者のなかでも理論の構造に深く内在した批判を提出した点で，特に重要である．本節は彼の鋭い批判の要旨を説明して，Arrow-Sen の《社会的合理性》の仮定を彼の批判から救出することを課題とするものである．

Sugden の批判は次の例を用いて展開されている．

《アニーの結婚》の例：結婚願望をもつアニーを巡って，ビルとチャーリーが求婚するか，しないかを考えている状況を取りあげる．実現可能な社会状態は

x＝誰も結婚しない；
y＝アニーはビルと結婚して，チャーリーは独身を守る；
z＝アニーはチャーリーと結婚して，ビルは独身を守る；

の3つある．誰も結婚を強制はされないが，自発的に合意した成人男女は(既婚者であるとか近親者であるといった障害がないかぎり)自由に結婚する権利を認められている．社会状態の集合 $X=\{x,y,z\}$ 上の3人の選好順序は

アニー：y,z,x
ビル：x,y,z
チャーリー：z,y,x

で与えられるものとする．ビルとチャーリーには

p＝アニーに求婚する；
n＝誰にも求婚しない；

という2つの戦略があり，アニーには

r＝全ての求婚を拒絶する；
b＝ビルが求婚すれば受け入れるが，チャーリーの求婚は拒絶する；
c＝チャーリーが求婚すれば受け入れるが，ビルの求婚は拒絶する；
$b|c$＝ビルの求婚を受け入れるが，チャーリーだけが求婚する場合には彼を受け入れる；
$c|b$＝チャーリーの求婚を受け入れるが，ビルだけが求婚する場合には彼を受け入れる；

という5つの戦略がある．アニー，ビル，チャーリーの戦略がそれぞれ α,β,γ である場合に結果する社会状態を $g(\alpha,\beta,\gamma)$ と記すことにすれば，結婚の

権利に関するわれわれの前提のもとでは

$$
\begin{aligned}
&g(r,n,n)=g(r,n,p)=g(r,p,n)\\
&=g(r,p,p)=g(b,n,n)=g(b,n,p)\\
&=g(c,n,n)=g(c,p,n)=g(b|c,n,n)\\
&=g(c|b,n,n)=x\,;g(b,p,n)=g(b,p,p)\\
&=g(b|c,p,n)=g(b|c,p,p)=g(c|b,p,n)\\
&=y\,;g(c,n,p)=g(c,p,p)=g(b|c,n,p)\\
&=g(c|b,p,p)=g(c|b,p,p)=z
\end{aligned}
$$

が成立する．

まず，この状況を非協力ゲームと理解する場合には，$(b|c,p,p)$ は dominance solvability に基づく解となって，その結果 y という社会状態が実現される．同じ状況を協力ゲームとみても，y はコアに属する唯一の社会状態である．そこで，$A=\{x,y,z\}$ という機会集合からの社会的選択集合は $\{y\}$ であると考えるのは，非常に自然である．

さて，実はチャーリーは既婚者であって，重婚罪を犯すことなしにはアニーに求婚できないことが発覚したものとせよ．この場合，チャーリーはプレイヤーの資格を喪失して機会集合は $B=\{x,y\}$ となるが，x はアニーとビルの2人ゲームがもつ唯一の支配戦略均衡であり，x はまたコアに属する社会状態でもあるため，B からの社会的選択集合は $\{x\}$ となると考えられる．

これらの結果を社会的選択関数 C を用いて纏めると

$$
(19)\quad C(\{x,y,z\})=\{y\}\,;C(\{x,y\})=\{x\}
$$

となるが，このような選択関数を合理化できる選好順序は存在しない．このように，Arrow-Sen の社会的合理性の仮定に対しては，結婚の権利というごく日常的な状況においてすら容易に反例が登場するのであって，社会的選択状況における一般的要請としては，到底支持することはできないと言うべきである．‖

Sugden の反例は確かに興味深いが，この例のもつ意味は慎重な検討が必要である．問題の根源には結婚の《権利》がある以上，Sugden が描写した状況を社会的選択状況として把握するためには，選択対象は単に《社会状態》ではなく，(社会状態，権利構造) という《拡張された社会状態》であると考えるべきである．議論のキャンバスをこのように整えてみれば，Sugden の反例は実は社会的合理性の仮定に対する批判にはなりえないことが判明する．

この事実を示すため，$\boldsymbol{G}^s$ を Sugden の権利構造，g^s_A, g^s_B を，それぞれゲーム形式 G^s_A, G^s_B (ただし $A=\{x,y,z\}, B=\{x,y\}$) の結果関数とする．Sugden の例では

$$
(20)\quad \{y\}=T(G^s_A,\boldsymbol{R}^N_{G^s})\,;\{x\}=T(G^s_B,\boldsymbol{R}^N_{G^s})
$$

であるため，機会集合 A が与えられたとき，社会は x を含まない実行可能集合 $T(G^s_A,\boldsymbol{R}^N_{G^s})$ のなかから拡張された社会状態 $(\{y\},\boldsymbol{G}^s)$ を選択している．同様に，機会集合 B が与えられたとき，社会は y を含まない実行可能集合 $T(G^s_B,\boldsymbol{R}^N_{G^s})$ のなかから拡張された社会状態 $(\{x\},\boldsymbol{G}^s)$ を選択している．このように，議論のキャンバスを適切に整備しさえすれば，Sugden の例は社会的合理性の要請に対する反例にはなっていないことが，容易に判明するのである．

9. ゲーム形式の権利論と Pareto 的自由尊重主義の不可能性

Sen による Pareto 的自由尊重主義の不可能性定理は，伝統的な厚生経済学と社会的選択の理論の基礎にある厚生主義に対して，根本的な批判を加える主旨の問題提起であった．それでは，Sen の権利概念と自由尊重主義に関する直観的な理解との整合性を問題視して展開されたゲーム形式の権利論は，Sen の不可能性定理の成立にとってどのような意義を担うものであろうか．権利概念の適切な整備によって不可能性が解消されるのであれば，Sen の厚生主義批判はそのインパクトの大部分を喪失することになるだけに，この設問に対する解答は基本的な重要性をもっている．

いま，機会集合 $A\in\Sigma$ と X_{++} 上の個人的選好プロファイル $\boldsymbol{L}^N$ が与えられたとき，社会が $(B^*,\boldsymbol{G}^*)\in\Lambda(A,\boldsymbol{L}^N)$ を選択して，ゲーム $(G^*_A,\boldsymbol{R}^N_{G^*})$ がプレイされた結果，$x^*\in B^*=T(G^*_A,\boldsymbol{R}^N_{G^*})$ が社会状態として実現したものとせよ．この社会状態 x^* はゲーム形式 G^*_A に組み込まれた権利を自由に行使して実現されたものだから，この過程においてゲーム形式の権利の侵害が発生する可能性はない．しかし，ゲーム形式の権利が自由に行使されて実現する社会状態が Pareto 効率性を満足しないという意味

で，ゲーム形式の権利論においてもPareto的自由尊重主義の不可能性は依然として成立するのである．この事実は，以下の例によって容易に理解できる．

《一般化された囚人のディレンマ》の例：

機会集合 A，権利構造 $\boldsymbol{G}$，ゲーム形式 G_A および X_{++} 上のプロファイル $\boldsymbol{L}^N$ は $G_A=(N, S_{1A}, S_{2A}, ..., S_{nA}, g_A)$, $S_{iA}=\{a, b\}(\forall i \in N)$, $\boldsymbol{S}_A=\Pi_{i\in N}S_{iA}$, $A=\{g_A(\boldsymbol{s}^N)\mid \boldsymbol{s}^N \in \boldsymbol{S}_A\}$ および

(21) $\forall i \in N, \forall \boldsymbol{s}^N_{-i} \in \boldsymbol{S}_{-i,A}=\Pi_{j\in N\setminus\{i\}}S_{jA}$:
$g_A(b\,;\boldsymbol{s}^N_{-i})P(R_{iG})g_A(a\,;\boldsymbol{s}^N_{-i})$

(22) $g_A(\boldsymbol{a})P(R_{iG})g_A(\boldsymbol{b})$, $\boldsymbol{a}=(a, a, ..., a)$,
$\boldsymbol{b}=(b, b, ..., b)$

(23) $\forall i \in N, \forall B, B' \in \Sigma, \forall \boldsymbol{G}' \in \Omega\setminus\{\boldsymbol{G}\}$:
$(B, \boldsymbol{G})P(L_i)(B', \boldsymbol{G}')$

とする．ただし，$(a\,;\boldsymbol{s}^N_{-i})=(s_1, ..., s_{i-1}, a, s_{i+1}, ..., s_n)$ であって，$(b\,;\boldsymbol{s}^N_{-i})$ も同様に定義される．

さて，一般化された社会厚生関数 F_{++} がPareto原理を満足するものと仮定すれば，任意の $B, B' \in \Sigma$ と任意の $\boldsymbol{G}' \in \Omega\setminus\{\boldsymbol{G}\}$ に対して，

(24) $\forall i \in N : (B, \boldsymbol{G})P(L_i)(B', \boldsymbol{G}') \Rightarrow$
$(B, \boldsymbol{G})P(L)(B', \boldsymbol{G}'), L=F_{++}(\boldsymbol{L}^N)$

が成立する．したがって，この例の状況では社会は権利構造 $\boldsymbol{G}$ を選択することになる．いま，この社会の均衡概念が支配戦略均衡であるものとすれば，$A, \boldsymbol{G}, \boldsymbol{L}^N$ によって定まるゲーム $(G_A, \boldsymbol{R}^N_C)$ において全プレイヤーは戦略 b を選択して，その結果生まれる社会状態は $g_A(\boldsymbol{a})$ によって支配されることになる．‖

この例が示しているように，ゲーム形式の権利論においても自由尊重主義的な権利と社会状態のPareto効率性との対立は基本的に存続する．この意味において，Senが提起した厚生主義批判は，権利概念の形式化に含まれる大きな差異を越えて基本的に生き残るというのが，われわれの考察の結論である．

10. 要約と結論

本稿の基本的論旨と結論は，以下のように簡潔に要約することができる．

(1)Senが厚生主義批判の礎石としたPareto的自由尊重主義の不可能性定理は，個人の最小限の《自由》の社会的尊重でさえ，厚生主義的な社会的選択ルールによっては一般に保証できないことを論証して，厚生経済学と社会的選択の理論の基礎を激しく揺るがせた．この問題提起に対しては，自由尊重主義的な権利の自発的交換の可能性を認めさえすればSenの不可能性定理を解消できるという主張がなされてきたが，この解決には論理的にも倫理的にも重大な欠陥があり，Pareto的自由尊重主義の不可能性を覆したものとは認めがたい．

(2)Senの権利概念を巡っては，Pareto原理との対立という問題以前に権利概念の内部的整合性という基本的な問題がある．Senの構想に自然に添った権利体系は必然的に内部的整合性を満たさないという意味で，この問題はSenの体系にとって非常に深刻である．

(3)Senの権利概念を巡るもうひとつの問題は，Senが形式化した自由尊重主義と直観的な《選択の自由》の観念との非整合性である．この非整合性を手がかりとして，《選択の自由》の観念を代替的な自由尊重主義的な権利概念に形式化したのが，ゲーム形式の権利論である．この代替的権利論においては，権利概念の内部的非整合性という問題は本来的に存在しないのみならず，権利構造の社会的選択という新たな展開も射程に収められている．

(4)しかしながら，Senが彼の自由尊重主義の定式化に即して提出した厚生主義批判は，ゲーム形式の代替的権利論の枠組みにあっても依然として正しい問題提起である．この意味において，Senが提起した批判はまさに本質を衝いたものである．厚生経済学と社会的選択の理論は，この問題に対する基本的な態度決定を回避することは許されないというべきである．

本稿では論じる余裕がなかったが，Senの権利論に対する代替的権利概念のゲーム論的展開としては，

ゲーム形式以外にも effectivity function を用いた有力な試みがある．また，権利構造の初期賦存状態を社会的選好の最適化を通じて選択するというわれわれの構想は，社会の制度的な基礎構造を個人の合意に基づいて合理的に設計するという《設計主義的合理主義(Hayek)》の思想に立つが，この立場に対しては，社会の制度的な基礎構造は human design によって合理的に立案されるというよりは，歴史的に evolve されるものだとする有力な批判の余地がある．

これらの問題を本格的に取りあげて，権利を巡る厚生経済学と社会的選択の理論を一層包括的に展開することは，*Welfare, Rights, and Social Norms* と呼ぶ新たなプロジェクトの研究課題として，将来の展開に委ねることにしたい．本稿は，この新たなプロジェクトの立ち上げに際して，権利を巡る厚生経済学と社会的選択の理論の現状を整理したものなのである．

(一橋大学経済研究所)

注

＊　John Rawls, *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1971, pp. 3-4.

＊＊　Robert Nozick, *Anarchy, State, and Utopia*, Oxford: Basil Blackwell, 1974, p. ix.

1)　《帰結主義》と《厚生主義》に関する簡潔な説明は，Feinberg(1973), Pattanaik and Suzumura(1994), Sen(1979b), Suzumura(1990a)および鈴村(1992)によって与えられている．

2)　この性質の正確な論証は，例えば Sen(1977b; 1979a)によって与えられている．

3)　《選択》という行為を抽象化すれば，ありうべき選択範囲を悉皆的にリスト・アップした集合族 K と，任意の機会集合 $S \in K$ に対して，その非空部分集合(《選択集合》) $C(S) \subset S$ を指定する関数 C との順序対 $\{K, C\}$ に帰着すると考えられる．この関数 C を K 上の《選択関数》と呼ぶ．

4)　集合 X 上の《選好順序》R とは，X の直積集合 $X \times X$ の部分集合であって，$(x, y) \in R \Leftrightarrow$「$x$ は y と比較して少なくとも同程度に望ましい」という性質によって定義されて，

(a)[完備性] $\forall x, y \in X$:
$$x \neq y \Rightarrow [(x, y) \in R \vee (y, x) \in R].$$
(b)[反射性] $\forall x \in X : (x, x) \in R$.
(c)[推移性] $\forall x, y, z \in X$:
$$(x, y) \in R \ \& \ (y, z) \in R \Rightarrow (x, z) \in R.$$

という3つの公理を満足するものである．以下の考察においては，$(x, y) \in R$ という事実は，簡略に xRy とも表現されている．

5)　Harel and Nitzan(1987)のアプローチにおいては，権利の所有者の間で自発的な《交換》が行われる結果，権利の社会的賦存状況が内生的に変化する仕組みが考察されている．これに対して Gibbard(1974)は，権利の《所有》とその《行使》を明確に概念区分したうえで，権利を実際に行使するか抑制するかという意思決定は所有者の自発的選択に委ねられる《譲渡可能な権利体系》を構想して，権利行使の譲渡可能性がパレート的自由尊重主義の不可能性定理に及ぼす影響を論理的に追求した．この興味深い構想の評価に関しては，Kelly(1976; 1978), Sen(1976), Suzumura(1978; 1980; 1983, Chapter 7), Suzumura and Suga(1986)を参照せよ．

6)　Coase の定理に関しては，Coase(1960), Murphy and Coleman(1984), 小林(1991)などを参照せよ．

7)　以下の考察は Suzumura(1991)に基本的に依拠している．

8)　選好の《序数的強度》という考え方を最初に導入した貢献は，Luce and Raiffa(1957, Chapter 14)である．社会的選択論における権利論の論脈でこの考え方を復活させたのは Blau(1975)である．

9)　記号の約束として，$\boldsymbol{D}^N(0) = \boldsymbol{D}^N$ と定めることにする．

10)　選好順序のこの表記法においては，選好階梯の上位の選択肢は下位の選択肢よりも左側に位置している．

11)　この有名な例は，Sen(1970b)によって最初に導入された．その後の理論的展開において，この例は提案された解法の有効性と説得力をチェックするためのリトマス試験紙の役割を果たしてきた．

12)　ゲーム形式の権利論の萌芽は，既に Nozick(1974, pp. 164-166)に認めることができるが，このアプローチの積極的な展開は，Gaertner, Pattanaik and Suzumura(1992), Pattanaik and Suzumura(1994; 1995), Sugden(1985)による貢献をまたねばならなかった．Gärdenfors(1980)は effectivity function form のゲーム理論を代替的権利論の枠組みとして採用した．この形式のゲーム理論の標準的文献としては，Moulin(1983)および Peleg(1984)が参照されるべきである．本論文では，この代替的アプローチと，セン流アプローチ並びにゲーム形式アプローチを比較する地点にまでは及び得ないが，最終節で言及されるプロジェクト *Welfare, Rights, and Social Norms* においては，これらのアプローチを全て包括的に視野に収めた展望と展開を与える予定である．

13) 驚くべきことに，伝統的理論の情報的不備を明瞭に指摘した最初の文献は，実は Arrow (1951, Chapter 7, Section 6) である．

14) 社会状態の集合 X 上の選好順序が，与えられた権利構造 $\boldsymbol{G}$ に依存する理由は，所有権の確立方法がひとびとの財・資産の保有形式に対する選好に影響を及ぼすという周知の事実に留意すれば，自ずと明らかであろう．

15) 混合戦略均衡を考える場合には，各個人(プレイヤー)の選好順序 $R_i G(i \in N)$ に対して，von Neumann-Morgenstern 効用関数による表現が可能であることが必要とされる．以下では，この表現可能性が保障されているものと仮定する．

16) あるプレイヤーの rationalizable な戦略は，他のプレイヤーの戦略に関するある信念に対する《最善の応答(best response)》となる戦略である．戦略のプロファイル $\boldsymbol{\sigma}^N = (\sigma_1, \sigma_2, \ldots, \sigma_n)$ は，各 $i \in N$ に対して σ_i が rationalizable な戦略であれば，rationalizable profile であるという．これらの概念の精密な定義は Bernheim (1984 ; 1986) および Pearce (1984) を参照せよ．

17) 合理的選択の概念を公理的に分析した研究として，例えば Suzumura (1983, Chapter 2) を参照されたい．

18) 以下の 2 つの節で展開される考察の一層の詳細については Pattanaik and Suzumura (1995) を参照せよ．

参照文献

Arrow, K. J. (1951) : *Social Choice and Individual Values*, New York : Wiley. Second ed., 1963 (長名寛明訳『社会的選択と個人的評価』日本経済新聞社, 1977 年).

Berlin, I. (1969) : *Four Essays on Liberty*, Oxford : Clarendon Press (小川・小池・福田・生松訳『自由論』みすず書房, 1977 年).

Bernheim, B. D. (1984) : "Rationalizable Strategic Behavior," *Econometrica*, Vol. 52, pp. 1007-1028.

Bernheim, B. D. (1986) : "Axiomatic Characterizations of Rational Choice in Strategic Environments," *Scandinavian Journal of Economics*, Vol. 88, pp. 473-488.

Bernholz, P. (1974) : "Is a Paretian Liberal Really Impossible ?" *Public Choice*, Vol. 20, pp. 99-107.

Blau, J. H. (1975) : "Liberal Values and Independence," *Review of Economic Studies*, Vol. 42, pp. 395-402.

Coase, R. H. (1960) : "The Problem of Social Costs," *Journal of Law and Economics*, Vol. 3, pp. 1-44.

Dworkin, R. (1987) : *Taking Rights Seriously*, London : Duckworth (木下 毅・小林 公・野坂泰司訳『権利論』木鐸社, 1986 年).

Farrell, M. J. (1976) : "Libertarian in the Theory of Social Choice," *Review of Economic Studies*, Vol. 43, pp. 3-10.

Feinberg, J. (1973) : *Social Philosophy*, Englewood Cliffs, New Jersey : Prentice-Hall.

Feinberg, J. (1980) : *Rights, Justice, and the Bounds of Liberty*, Princeton : Princeton University Press.

Fudenberg, D. and J. Tirole (1993) : *Game Theory*, Cambridge, Mass. : The MIT Press.

Gaertner, W., Pattanaik, P. K. and K. Suzumura (1992) : "Individual Rights Revisited," *Economica*, Vol. 59, pp. 161-177. Reprinted in C. K. Rowley, ed., *Social Choice Theory, Vol. III, Social Justice and Classical Liberal Goals*, Hants : Edward Elgar, pp. 592-608.

Gärdenfors, P. (1981) : "Rights, Games and Social Choice," *Nôus*, Vol. 15, pp. 341-356.

Gibbard, A. (1974) : "A Pareto Consistent Libertarian Claim," *Journal of Economic Theory*, Vol. 7, pp. 388-410.

Gibbard, A. (1982) : "Rights and the Theory of Social Choice," *Logic, Methodology and Philosophy of Science*, ed. by Cohen, L. J., Los, J., Pfeiffer, H. and K.-P. Podewski, Amsterdam: North Holland, pp. 595-605.

Hammond, P. J. (1982) : "Liberalism, Independent Rights and the Pareto Principle," *Logic, Methodology and Philosophy of Science*, ed. by Cohen, L. J., Los, J., Pfeiffer, H. and K-P. Podewski, Amsterdam : North Holland, pp. 607-620.

Hammond, P. J. (1994) : "Game Forms versus Social Choice Rules as Models of Rights," forthcoming in Arrow, K. J., Sen, A. K. and K. Suzumura, *eds., Social Choice Re-examined*, London : Macmillan.

Harel, A. and S. Nitzan (1987) : "The Libertarian Resolution of the Paretian Liberal Paradox," *Zeitschrift für Nationalökonomie*, Vol. 47, pp. 337-352.

Hayek, F. A. (1960) : *The Constitution of Liberty*, London : Routledge and Kegan Paul.

Hicks, J. (1959) : *Essays in World Economics*, Oxford : Clarendon Press (大石泰彦訳『世界経済論』岩波書店, 1964 年).

Moulin, H. (1983) : *The Strategy of Social Choice*, Amsterdam : North-Holland.

Murphy, J. and J. Coleman (1984) : *The Philosophy of Law*, Totowa : Rowman & Allanheld.

Nozick, R. (1974) : *Anarchy, State and Utopia*, Oxford : Basil Blackwell (嶋津 格訳『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社, 1985 年, 1989 年).

Pattanaik, P. K. and K. Suzumura (1994) : "Rights, Welfarism, and Social Choice," *American Economic Review : Papers and Proceedings*, Vol. 84, pp. 435-439.

Pattanaik, P. K. and K. Suzumura (1995) : "Individual Rights and Social Evaluation : A Conceptual Framework," forthcoming in *Oxford Economic Papers*.

Pearce, D. G. (1984) : "Rationalizable Strategic

Behavior and the Problem of Perfection," *Econometrica*, Vol. 52, pp. 1029-1050.

Peleg, B.(1984) : *Game Theoretic Analysis of Voting in Committees*, Cambridge : Cambridge University Press.

Samuelson, P. A.(1947) : *Foundations of Economic Analysis*, Cambridge, Massachusetts : Harvard University Press ; Enlarged 2nd ed., 1983(佐藤隆三監訳『経済分析の基礎』勁草書房, 1986).

Sen, A. K.(1970a) : *Collective Choice and Social Welfare*, San Francisco : Holden-Day, and Edinburgh : Oliver and Boyd.

Sen, A. K.(1970b) : "The Impossibility of a Paretian Liberal," *Journal of Political Economy*, Vol. 78, pp. 152-157.

Sen, A. K.(1976) : "Liberty, Unanimity and Rights," *Economica*, Vol. 43, pp. 217-245.

Sen, A. K.(1977) : "Social Choice Theory : A Re-Examination," *Econometrica*, Vol. 45, pp. 53-89.

Sen, A. K.(1979a) : "Personal Utilities and Public Judgements : Or What's Wrong with Welfare Economics," *Economic Journal*, Vol. 89, pp. 537-558.

Sen, A. K.(1979b) : "Utilitarianism and Welfarism," *Journal of Philosophy*, Vol. 76, pp. 463-489.

Sen, A. K.(1981) : "Rights and Agency," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 11, pp. 3-39.

Sen, A. K.(1983) : "Liberty and Social Choice," *Journal of Philosophy*, Vol. 80, pp. 5-28.

Sen, A. K.(1988) : "Freedom of Choice : Concept and Content," *European Economic Review*, Vol. 32, pp. 269-294.

Sen, A. K.(1992) : "Minimal Liberty," *Economica*, Vol. 59, pp. 139-160.

Sen, A. K.(1995) : "Rationality and Social Choice," *American Economic Review*, Vol. 85, pp. 1-24.

Sugden, R.(1978) : "Social Choice and Individual Liberty," *Contemporary Economic Analysis*, ed. by Artis, M. and A. R. Nobay, London : Croom Helm, pp. 243-271.

Sugden, R.(1985) : "Liberty, Preference, and Choice," *Economics and Philosophy*, Vol. 1, pp. 213-229.

Suzumura, K.(1978) : "On the Consistency of Libertarian Claims," *Review of Economic Studies*, Vol. 45, pp. 329-342.

Suzumura, K.(1979) : "On the Consistency of Libertarian Claims : A Correction," *Review of Economic Studies*, Vol. 46, p. 743.

Suzumura, K.(1980) : "Liberal Paradox and the Voluntary Exchange of Rights-Exercising," *Journal of Economic Theory*, Vol. 22, pp. 407-422. Reprinted in C. K. Rowley, ed., *Social Choice Theory, Vol. III, Social Justice and Classical Liberal Goals*, Hants : Edward Elgar, pp. 483-498.

Suzumura, K.(1982) : "Equity, Efficiency and Rights in Social Choice," *Mathematical Social Sciences*, Vol. 3, pp. 131-155.

Suzumura, K.(1983) : *Rational Choice, Collective Decisions, and Social Welfare*, Cambridge : Cambridge University Press.

Suzumura, K.(1990a) : "Alternative Approaches to Libertarian Rights in the Theory of Social Choice," *Issues in Contemporary Economics*, Vol. 1, *Markets and Welfare*, ed. by K. J. Arrow, London : Macmillan, pp. 215-242.

Suzumura, K.(1990b) : "Endogenous Preferences : Through the Looking-Glass of Social Choice Theory," *Rationality, Individualism and Public Policy*, ed. by Brennan, G. and C. Walsh, Canberra : Centre for Research on Federal Financial Relations, The Australian National University.

Suzumura, K.(1991) : "On the Voluntary Exchange of Libertarian Rights," *Social Choice and Welfare*, Vol. 8, pp. 199-206.

Suzumura, K. and K. Suga(1986) : "Gibbardian Libertarian Claims Revisited," *Social Choice and Welfare*, Vol. 3, pp. 61-74.

Wriglesworth, J. L.(1985) : *Libertarian Conflicts in Social Choice*, Cambridge : Cambridge University Press.

小林　公(1991)：『合理的選択と契約』[法哲学叢書第4巻]弘文堂.

笹澤　豊(1993)：『〈権利〉の選択』勁草書房.

鈴村興太郎(1982)：『経済計画理論』筑摩書房.

鈴村興太郎(1992)：「厚生と権利――《社会的選択論》からのアプローチ――」『経済研究』第43巻第1号, pp. 39-55.